



2022年11月11日

各 位

会 社 名 リネットジャパングループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 グループCEO 黒田 武志
(コード番号：3556 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 グループCFO 管理本部長 岩切 邦雄
(TEL 052-589-2292)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年12月21日開催予定の第23期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規程の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従	(削 除)

<p><u>いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定するの施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年12月21日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年12月21日（予定）

以 上